

法律知識 No.74



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

先日、お祭りに行った際に小学4年生の子供が、ある町の着ぐるみの中の人に怪我をさせてしまいました。

お祭りに来ていた着ぐるみを見つけた子供がタックルをし、着ぐるみがバランスを崩して転倒しました。着ぐるみはなかなか立ち上がりず、重症なのではないかと心配していたのですが、病院で検査をしたところ、腕の骨が折れていたようです。町から賠償金の請求を受けるのでしょうか。



A

今回の場合、不法行為が成立して損害賠償義務を負うかが問題となります。

今回は、お子さんには責任能力が認められず、不法行為は成立しないと思われます。責任能力は、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能とされていますが、これが備わるのは12歳前後とされています。小学4年生の場合、責任能力がなく、お子さん自身は、請求を受けることは無いと思われます。

ただし、代わりに、親権者として監督義務者の責任を負うことになると思われます。責任能力を欠く者の監督義務者は、監督義務違反が認められる場合、責任能力を欠く者が行ったことの責任を代わりに負うことになるのですが、今回は、子供が危険なタックルなどをしないよう監督する義務を怠ったとされる可能性が高く、親権者である相談者自身が賠償責任を負う可能性が高いと思われます。

なお、傷害を負うことによって損害を被るのは、着ぐるみに入っていた人であり、損害賠償請求権を有するのは、着ぐるみに入っていた人になります。町ではなく、着ぐるみに入っていた人から治療費などの損害賠償請求を受けることになります。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 4月3日(月)、5月8日(月)
- いわき出張所 4月10日(月)、5月15日(月)
- 二本松出張所 4月17日(月)、5月22日(月)

ここから下は広告です。